

1. 平成27年第2回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成27年6月30日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第109号 郡上市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第110号 郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程4 議案第111号 郡上市教職員住宅管理条例の全部を改正する条例について
- 日程5 議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第113号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について
- 日程7 請願第1号 米価対策の意見書を求める請願
- 日程8 請願第2号 TPP交渉に関する請願
- 日程9 請願第3号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案に反対の意見書を採択する請願書
- 日程10 請願第4号 戦争法（平和安全法制整備法、国際平和支援法）案に反対の意見書を要請する請願書
- 日程11 議発第4号 議員派遣について
- 日程12 報告第5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程13 議報告第7号 諸般の報告について（議員派遣の報告）

2. 本日の会議に付した事件

- 日程1から日程第13まで
- 日程14 議案第119号 工事請負契約の締結について（簡易高鷲北部浄水場築造第2期工事）
 - 日程15 議案第120号 物品売買契約の締結について（救助工作車Ⅱ型整備事業）
 - 日程16 議発第5号 安全保障法制整備にあたり、慎重審議を求める意見書について
 - 日程17 議発第6号 米価下落対策を求める意見書について
 - 日程18 議発第7号 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に関する意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷲 見 馨	8番	山 田 忠 平

9番	村瀬 弥治郎	10番	古川 文雄
11番	清水 正照	12番	上田 謙市
13番	武藤 忠樹	14番	尾村 忠雄
15番	渡辺 友三	16番	清水 敏夫
17番	美谷添 生	18番	田中 和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	鈴木 俊幸
教育長	青木 修	市長公室長	田中 義久
総務部長	三島 哲也	健康福祉部長	羽田野 博徳
農林水産部長	下平 典良	商工観光部長	山下 正則
建設部長	古川 甲子夫	環境水道部長	平澤 克典
教育次長	細川 竜弥	会計管理者	佐藤 宗春
消防長	川島 和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤 康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代 求	郡上市 代表監査委員	齋藤 仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡 文男	議会事務局 議会総務課 主任主査	加藤 光俊
議会事務局 議会総務課 主査	武藤 淳		

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。

議員の皆様には、6月11日開会以来、それぞれの出務、御苦労さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、報道のため写真撮影及びテレビカメラの撮影を許可しておりますので、お願いいたします。

(午前 9時50分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、13番 武藤忠樹君、15番 渡辺友三君を指名いたします。

ここで、総務部長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

総務部長、三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、議案110号の訂正についてお願いしたいということで、説明させていただきます。

議案110号でございますけど、きょうお手元に修正したものと、それから正誤表というのが配付してあると思いますので、そちらで説明したいと思います。

この案件でございますけど、提案させていただきましたして説明も済んでおるところでございますけど、総務委員会に付託されておりました、内容を再度確認してました折、議案分につきまして誤りが見つかりましたので、その修正をさせていただいて議案審議していただいたものでございますので、この場でまた改めて議員の皆様にご説明させていただきたいと思っております。

内容でございますけど、正誤表を見ていただきましてでございますけど、誤りのほうの3条でございますけど、分担金の納入義務者というところを説明しておる箇所でございますけど、分担金は電気事業法第2条第10号の規定する一般需要に応じ電気を供給する電気事業者が徴収するというふうになっておりましたですけど、このところの引用条文でございますけど、このところにつきまして正しいほうを見ていただきますと、第2条第1項第10号ということで、1項が抜けておりました、この部分に誤りがあったということで、修正をさせていただきたいというものでございます。

なお、この電気事業法第2条と申しますのは、電気事業者を規定する条文でございますので、内容

につきましては同じでございますので、このところの引用条項の第1項のところを修正して提出させていただきますので、承認のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ただいま議案第110号について訂正の説明がありました。承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、承認することにいたします。

訂正しました議案資料はお手元に配付してありますので、よろしくお願ひいたします。

◎議案第109号から議案第113号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程2、議案第109号 郡上市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例についてから、日程6、議案第113号 郡上市立病院等職員宿舎設置条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました5議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

各常任委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告を行います。

平成27年6月11日開会の平成27年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、平成27年6月24日開催の第2回総務常任委員会において、慎重に審議いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案、議案第109号 郡上市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、和良振興事務所の新築移転に伴い、事務所の位置を改めること及び事務所の機能について説明を受けました。

審査の中で、委員から、移転後の旧庁舎の用途について質問があり、2階のケーブルテレビ機器室については移転に多額の費用がかかることや、平成34年ごろには機器の更新が想定されていること、土砂災害に遭っても被害は免れることから、現状のままの運用を考えている。また、その他の部屋については倉庫として活用する予定との説明がありました。

旧庁舎の耐震度及び耐震補強工事の有無について質問があり、耐震診断の結果、1階部分は若干耐震性能が弱いものの、耐震工事を行う予定はないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第110号 郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の制定について。

総務部長から、大雪による停電、道路の寸断等の被害を抑止するために市が行う立木伐採に対し、その費用の一部に充てる分担金を電気事業者から徴収するための条例を定めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、自治会等への説明の進捗状況について質問があり、4月に自治会の支部長会で説明しており、要望箇所が出てきているので現在現場へ出向いて延長や対象立木の本数を調査している。あわせて所有者の確認も進めているとの説明がありました。箇所が複数の自治会に及ぶ場合の対応について質問があり、まずは市へ相談していただき、市で調整していくことを機会を捉えて周知していきたいとの説明がありました。

協力を得る電力会社は中部電力のみなのかとの質問があり、石徹白地区は北陸電力の管内となっているが、協力してもらえることを県を通じて確認しているとの説明がありました。

道路の寸断や集落の孤立防止までを対象とすると、かなりの箇所数になるのではないかと質問があり、当事業は昨年大雪による被害を受け、岐阜県と中部電力との協議の中で実施避けれることとなったものであり、県の実施要項に沿って行うため対象事業は同様の内容としたものであるが、市と県と電力会社との三者で協議しながら事業を行っていくため、まずは停電への対応を優先的に行っていくことになるとの説明がありました。

分担金の電気事業者への請求について質問があり、調査費、立木伐採費、補償費などの費用を積算し、保全対策会議において決定された経費について請求していく。事業費が大きくなれば、3年間の事業であるため年度ごとの割り振りが出てくると思われるとの説明がありました。

沿道林修景整備事業との関係について質問があり、河川維持補修事業もあるのでそれぞれの場合において有利となる事業により実施していきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成27年6月30日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 続いて、文教民生常任委員長、4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 皆さん、おはようございます。

それでは、文教民生常任委員会の報告を行わせていただきます。

平成27年6月11日開会の平成27年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3議案につきまして、平成27年6月23日開催の第2回文教民生常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第111号 郡上市教職員住宅管理条例の全部を改正する条例について。

教育次長から、移住希望者等に対し、その周辺に入居可能な賃貸住宅がないときに、空き家となっている教職員住宅を住居として貸し出せるよう、規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、地域おこし協力隊が入る場合を例として質問があり、教職員の異動があったときはそちらを優先するものであり、1年ごとに区切られること。また、退去せざるを得なくなったときは地域おこし協力隊の所管部局と協力し、住居を探すことになるとの説明がありました。

貸出可能な教職員住宅の現況戸数について質問があり、賃貸住宅がないと思われる小川地区、石徹白地区、和良地区を想定する中、和良地区で2戸程度、小川地区で1戸を貸出できるのではないかと。また、教職員の入居に影響ない中で、入居希望者にできる限り配慮しながら決定したいとの説明がありました。

移住希望者の納税証明の取り扱いについて質問があり、従前移住地での納税証明により対応されることの説明がありました。身元保証人を2人必要とすることは、厳しい条件ではないかとの質問があり、退去時に伴うトラブルや家賃滞納を防ぐ意味である。また、身元保証人とはいわゆるその人を保証するというので、原則的に2人を要したい。ただし、地域おこし協力隊の場合、移住希望者の場合などそれぞれ事情が異なるので、柔軟に対応していきたいとの説明がありました。

住宅使用料の違いについて説明があり、明確な理由は不明であるが、もともと地域所有の建物が教職員住宅となったという経緯から違いがあるようお願いされるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、地方税施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減制度の拡充等所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、今回の課税限度額の引き上げによる高所得層の割合について質問があり、平成27年3月1日現在の国保加入世帯数6,753世帯を基本として試算すると、課税限度額の超過世帯は医療分が167世帯で、その割合は2.5%、後期支援分は171世帯2.5%、介護分では56世帯、0.8%を見込んでいるとの説明がありました。

課税限度額に達する世帯の所得について質問があり、40代の夫婦、子供2人の標準的な4人世帯では、基準総所得額が633万円、収入で836万7,000円、65歳以上の夫婦2人世帯では、基準総所得額が746万円、収入で948万9,000円を超えると影響が出るとの説明がありました。高齢世帯において、年金以外の収入がない場合、保険税に影響は及ばないとの説明がありました。

滞納対策について質問があり、納め忘れを防止するための手法として保険税の口座振替を奨励しているが、口座残高の不足による滞納につながることはないよう、効果的な運用に努めたいとの説明がありました。

保険税を完納している無受診世帯の取り扱いについて質問があり、従来行われてきた無受診世帯をねぎらう制度は、疾病の早期治療に必要な受診が抑えられるべきではないとの考えから、全国的にも下火になってきているとの説明がありました。

年間の保険税と医療費をセットにした通知こそが有効ではないかとの説明、意見があり、現行は年6回に分けて医療費を通知しているが、現システムは県内統一で運用されていることから、より効果的な取り組みになるよう国民健康保険団体連合会に働きかけたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第113号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について。

市民病院事務局長から、薬剤師、理学療法士等看護師以外の医療職員の確保のために、職員宿舍入居の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、医療職員用宿舍の現況について質問があり、市民病院が管理する施設は4棟で30戸、白鳥病院が1棟で4戸、和良診療所が9戸、高鷲診療所が1戸を管理しており、全44戸のうち26戸が入居中であり、入居率は59%であるとの説明がありました。

その他、医療職員が入居できる施設状況について質問があり、市民病院が管理する1棟と和良診療所が管理する1棟の2施設があり、その他の施設は医療専用住宅であると説明がありました。

各専用住宅の違いについて質問があり、看護師用宿舍については女性専用であり、オートロック施設方式であるとの説明がありました。

また、その他医療職が入居できる施設は実質的に2棟しかなく、もっと入居可能数を確保しなければならないのではないかと意見があり、医師専用住宅は研修医を受け入れる施設として6戸の空き部屋を確保している。医師不足の中で研修医を受け入れることにより、郡上市に親しみを持っていただき、将来の病院勤務につなげていければと考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成27年6月30日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田代はつ江。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 1番です。総務委員長に議案第110号についてお伺いいたします。

委員長報告の2ページ目の中ほどですけれども、事業費が大きくなれば3年間の事業であるためということで、年度を振り分けてそれを行うというように御説明がありました。特に緊急、県の事業の補助事業でありますから、県が補正に対応されない場合はこの事業によってすることはできないということになるかと思えます。

しかしながら、現地は非常に危険であり、この予算をもってできない場合につきまして、市単もしくは何かで予算対応しなければならないと考えております。そのときに、この条例の第3条の分担金はどこからいただくかということに関しまして、電気事業法に係る電気事業費から徴収するとまでを限定されておりますけれども、例えば前もお話しましたけれども電線、この電気を送るパワーラインよりも短い木が倒れかかっている場合、例えばその下に保全対象としてはNTTの線が走っておったりケーブルテレビがある場合、上のパワーラインにはかかっておりませんからこの条例は当てはまらないものと思えます。そうした場合は、電気事業者から分担金を徴収することはできないということをこの条文ではできないと私は理解いたします。

そこで、この3条の部分で電気事業者以外という場所のケーブルテレビもしくはNTTの電線です、ね、そうしたところの事業者からもいただけるという条項が私は必要だということを前から思っておりました。その点についてそういった御意見は出なかったでしょうか。お伺いしたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 総務委員長、11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） ただいまの1番、山川議員からの質問ですけれども、そういった、要するに電気事業者以外からの分担金徴収についての議論はありませんでした。

結局、大変事業が膨らんできた場合の対応としては、沿道林修景事業であるとか、現在ことしからあります河川の維持補修事業であるとか、そういったところを振り向けながら取り組んでいくというような説明はありましたが、この電気事業者以外からの分担金の徴収ということについてはありませんでした。

その辺の考え方については、執行部のほうから説明していただければと思いますが、よろしくお願いをいたします。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 執行部のほうからは要らないかもしれませんが、質疑と討論はこのものには出しておりませんので、御意見だけを申し上げておきますけれども委員長のほうへ。

これに関しましては、今沿道林修景でもしっかりと、1本1本の立木についてのこの事業はしっかりとできるような規定要項にもなっていないと私は理解をしております。そのため、実際にこう

ということが起きた場合にはこの条例をまたすぐ変えなければいけないというようなことも考えられるかと思います。

この条例は、県の補助金、県の新しい新事業によって流力的に創設された条例ではございますけれども、これが市単でも対応できるような条例と一緒に例えおいておくことが可能ならば、これはそうしておいてこの冬までにしっかりとその対応に当たられたいということをおっしゃっていますので、また委員長におかれましてはその点について御議論をいただきたいということをおっしゃっています。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質問はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第109号 郡上市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第109号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第110号 郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第110号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第111号 郡上市教職員住宅管理条例の全部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第111号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番、野田です。議案第112号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する反対の討論を行います。

賦課限度額が設定されている理由は負担能力があるから、所得が多いからといって無制限に負担を求めることは、国保制度の趣旨に反することになるとしてこの説明資料にも出ておりますが、課税限度額が設定されております。

しかし、この資料などによりますと、平成20年から7年間だけでも総枠で68万円から85万円に17万円引き上げられてきました。その理由は、協会健保を目安とするよう厚生労働省が誘導し、限度額を超える世帯の割合をほぼ3%以下になるよう改正をしてきたというのをお聞きしました。

26年度の改正で、超過率、課税限度額を超えた人ですね、が3%を超えていた後期支援分は3.56%でしたが、これを2.7%に。介護分は4.7%を2.99%とし、3%以内に収めるよう改正されております。

平成27年度からは、国はこれまで目安としてきた3%を被用者保険とほぼ同様の1.5%に近づける方針に転換をしたとお聞きしました。これは、課税限度額を設定した趣旨をなし崩しにしていくものであると考えます。

一方で、今回低所得者への課税軽減補充については、今年度は5割軽減で52世帯、287万円、2割軽減で13世帯、46万円で、軽減分は333万円であると報告されました。これは国の方針でもあり、低所得者層への軽減対策として一定の評価をするものであります。

この課税限度額の引き上げの結果、平成26年と27年度の2年間で約1,060万でしたか、の税増収があり、同時に低所得者への軽減は同じく2年間で2,300万円となるのではないかとこの資料読んですけれども、その分国からの低所得者対策がなされたということだというに考えます。

国保税については、高い、払うのがえらいというのが市民の実感であります。事実、1人当たりの保険税額は、岐阜県下でも平均より高くなっております。約1人当たりになると12万698円ですか、県下平均は11万6,727円、約4,000円ほど高くなっております。

一方で、国保世帯の所得は、まだこれは調査、ちょっとお願いしときましたけどもはっきりまだわかりませんが、低いのではないかとというように予想をしております。ですから、国保の世帯にとっては大きな負担となっております。これをただしていくことが大事じゃないかということで、ずっと私も主張してきたわけですが、何よりも国保会計に占める国の負担をふやさなければならぬと思っています。当初は、国の負担は50%というようにしておりましたが、徐々に減らして今では25%にまでなっております。数字の取り方でね、30何%と言われる方もあります。国保加入

者の負担を大きくしてきているわけであります。

そのような中で、この改革についてはほとんど進まないで、今回の課税負担額の引き上げ等は結局国保加入者への負担を押しつけ、負担の公平という名のもとに課税限度額設定の趣旨を骨抜きにし、限度額を超える世帯を1.5%にし、恐らく今後はこのパーセントを限りなくゼロに近づけるのが狙われているのではないかと想像します。

こうしたことから、今回の条例の制定に反対し、同時に国保会計の抜本的改革のための国の負担を大幅にふやすことを求めて、反対の討論とします。議員の皆さんの御賛同を求めます。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正のポイントは2点であります。1点目は、保険料の賦課限度額の引き上げ、2点目は低所得者層への軽減措置の拡充であります。

1点目は、御案内のように高齢化の進展等により医療給付費が増加しており、増加する分を誰かが負担しなければならず、高所得者層に負担をお願いするものでございます。仮に、賦課限度額を引き上げずに保険料率を引き上げれば、高所得者層の負担と比較し中間所得者層の負担が重くなります。

2点目は、低所得者層への負担の配慮であります。つまり、今回の改正は本市の平均所得を大きく上回る高所得者層に負担が増加し、低所得者層は負担が軽減されるというものでございます。

誰もが、負担は少なく給付が多いことを望むのが社会保障であります。しかし、保険料はむろん、税であれ郡上市民が日本国民であることを兼ねており、国税市税を問わず打ち出の小づちのように給付できるお金が出てくるわけではございません。それは、全て市民の負担によるものでございます。

その上で、それを考慮しながら持続可能な社会保障制度という市民の願いを維持していくために、負担能力に応じた保険料負担をお願いすることが不可欠でございます。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第112号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可とすることに

決定いたしました。

議案第113号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第113号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第1号から請願第4号までについて(委員長報告・討論・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程7、請願第1号 米価対策の意見書を求める請願から、日程10、請願第4号 戦争法(平和安全法制整備法、国際平和支援法)案に反対の意見書を要請する請願書までの4件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました4件について、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査結果の報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

○10番(古川文雄君) おはようございます。失礼します。

それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成27年6月11日開会の平成27年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願2議案につきまして、平成27年6月22日開催の第2回産業建設常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

1、請願第1号 米価対策の意見書を求める請願。

農林水産部長及び農林水産課長から、米価の下落や過剰米の現状について説明があり、米の直接支払交付金制度が改正され交付金額が半減となったことや、過剰米政策として政府の備蓄米買い入れ、収入減少影響緩和対策の発動なども行われているが、根本対策として米の消費拡大が図られなければ、過剰米問題は今後も継続して発生することになるとの説明を受けました。

また、紹介議員から、日本の農業には米の在庫の問題、海外との問題があり、明るい見通しはなく、米価対策の意見書を提出するよう十分な議論、論議をしていただきたいとの説明がありました。

審査の中で委員からは、農業行政は後手に回っており、農業者の意見を聞いても非常に苦しい現状にあり、規模拡大も厳しく、いつまで農業を続けられるのか不安視する声もあると。

こうした状況を踏まえ、本請願の趣旨には賛同できるとしたものの、平成30年産米からの米の直

接支払交付金が廃止されることについて撤回まで求めることは、平成30年度以降の農政も否定することになるため、制度の改善や新たな政策の成立を求めるべきであるとの意見がありました。

また、中山間に位置する郡上市では、高齢化や過疎化による労働力の減少、獣害による農作物の被害のために生産意欲が低下している現状などを加えた意見書を提出することが望ましいとする意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で請願第1号を趣旨採択とすることに決定しました。

請願第2号 TPP交渉に関する請願。

農林水産部長及び農林水産課長から、これまでのTPP関連の動きについて説明があり、平成25年3月に正式に参加を表明した際の内閣官房による試算では、農林水産物生産額は3兆円減少し、農業の多面的機能損失は1.6兆円となっており、農業に与える影響が大きいことや、現在はアメリカの状況を踏まえ先行きが見通せない状況であるという説明を受けました。

審査の中で委員からは、アメリカ国内でのTPPへの対応が以前と比べて流動的となっている現状があり、またTPPの全体像が不明な点も踏まえると、慎重に検討する必要があるとの意見がありました。

また、本請願の趣旨には賛同できるが、国益を守るためにTPP交渉からの撤退を求める点については、国民生活に直結する問題であり、慎重に進める必要があるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で請願第2号を趣旨採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成27年6月30日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員長、古川文雄。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 続いて、総務常任委員長、11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは報告をさせていただきます。

平成27年6月11日開会の平成27年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願2議案につきまして、平成27年6月24日開催の第2回総務常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願関係。

請願第3号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案に反対の意見書を採択する請願書。

紹介議員から、請願書には2つの問題が指摘されている。1つ目は、海外での戦争にいつでもどこでも戦闘地域でも自衛隊を派遣できるようになるという危険性がある。2つ目は、これまで日本

政府がとってきた集団的自衛権を認めないという基本姿勢を変えようとしていることである。国民は、安全保障関連法案は憲法違反である、安倍総理の説明はわかりづらい、どうして自衛隊が戦闘地域へ行く必要があるのか。戦闘地域への派兵を憲法の枠内で行うことができるようにしているのではないかと受け取っているようであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、日本の安全保障は憲法と政策の面から議論する必要があり、今回の法案は憲法の解釈には抵触すると思うが、現在日本を取り巻く状況を見ると政策議論はすべきとの意見がありました。

国際社会の中での日本の立ち位置を考えて、慎重審議していくことは必要であるとの意見がありました。

外国の動きを見ながら防衛することは大切であるが、何かが起こる前に平和的に解決する努力が必要である。今回の法案は、戦闘地域に自衛隊を派兵するという点であり、この点についてはどうして必要なのかをよく見極めてほしい。日本が軍事力を強化することで戦争の抑止力になるという考え方がよいのか、よく検討する必要があるとの意見がありました。

日本が外国から攻められたときにはどうするのか。そういった点も含めて議論を進めるとよいとの意見がありました。

日本が果たせる役割を議論し、その中でお互いに平和を目指していけるように慎重審議をするべきだとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、賛成少数で請願第3号を不採択とすることに決定しました。

請願第4号 戦争法（平和安全法制整備法、国際平和支援法）案に反対の意見書を要請する請願書。

紹介議員から、請願第3号と内容は全く同じであるが、新日本婦人の会から提出されており、女性の声が平和に対して非常に強いということであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、平和を守ることは全世界の願いであり、集団的自衛権を行使することについて議論することは悪いことではないとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、賛成少数で請願第4号を不採択とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成27年6月30日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(尾村忠雄君) 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

請願第1号 米価対策の意見書を求める請願に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

請願第1号に対する委員長の報告は原案を趣旨採択するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、請願第1号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

請願第2号 TPP交渉に関する請願に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

請願第2号に対する委員長の報告は原案を趣旨採択するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

請願第3号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案に反対の意見書を採択する請願書に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 6番、野田です。平和安全法制整備法案、国際平和支援法案に反対の意見書を採択する請願書に対しまして、総務委員長の報告は不採択であります。この不採択に対し、反対の討論を行います。

国会での論戦が始まってから、安保法制はますますよくわからないとの国民の声がふえております。国民の多数は、政府の勝手な判断で自衛隊を海外の戦闘地域まで派遣し、そこでの戦闘に巻き込まれるような方向で安保法制を制定しようとしていると受け取っております。国民の半数以上が安保法制に反対だとアンケートに答えています。

そんな中で、先日国会を95日延長することが強行されました。国民への十分な説明がないまま95日間も延長したことに対し、これは何が何でも法案の成立をたくらんでいると多くの国民が受けとめました。

憲法学者の参考人の意見でも、3人が全員憲法違反と主張したことを受けて、国民は新たに、やはり安保法制は憲法違反なんだ、憲法を勝手に変えさせてはいけなさと感じています。

どうして自衛隊が戦闘地域へ出かける必要があるのか、安倍総理の説明はよくわからない。これ

はわざとわかりにくい説明をして、自衛隊の戦闘地域への派兵を押し通そうとしてるのではないかと感じ取っている声もあります。

今国会での安倍政権の暴走は、憲法9条を壊し、日本の国のあり方を大きく変える、戦争できる国づくりである。地方議会であっても歴史に責任を持つべき。政治家として、この問題に対し正面から取り組むべきであると考えます。

請願書にもありますように、2つの問題点が指摘されております。

1つは、海外での戦争にいつでもどこでも、戦闘地域でも自衛隊が出かけるようになる危険性です。これまでの平和憲法の大切な精神を乱暴に踏みにじろうとしています。安倍首相は、戦闘地域で攻撃される可能性を認めています。また、そのとき自衛隊が武器を取って戦うことも否定していません。70年間日本が一度も殺し殺されることのなかった国のあり方を、大きく変えようとするものです。

2つ目は、これまで日本政府がとっていた集団的自衛権は認めないという基本姿勢を変えて、アメリカとの約束を優先して、アメリカの戦争に参加しようとしていることでもあります。これらについては、世論調査では安保法制に反対は60%以上、そして安倍総理の説明は不十分であるという声がどんどんふえています。

また、安保法案に反対する学者、研究者の会への参加者が、10日ほどの間に6,000名を超えようとしております。私も、この安保法制関連法案は憲法違反であると厳しく指摘しなければなりません。

このような状態で、安倍政権が今国会での多数の力で押し切ることは許されません。22日の国会の会期延長の強行は、何が何でも安保法制を押し通そうという自公政権の危険なねらいをはっきり示しています。

一方で、この問題に対する国民の側の運動も大きく高まっています。1万人2万人3万人を超える大きな抗議集会が立て続けに持たれております。そして、東京だけでなく京都や名古屋、大阪など、数千人の集会がこの数日持たれております。地方都市でもかつてない参観者による集会が行われています。若者が中心になった集会や、女性集まれ、戦争法案許さないという集会も行われています。ここにも万を超える人が集まっております。国民の心配と怒りがあらわれていると考えます。

先般の一般質問で、私の質問に対して市長も、この国会での論議が本当に国民を守ることになるのか、しっかり議論することが必要であると。また、今までの憲法解釈をさらに拡大して一歩進んでもいいという論議には、法律学を学んできた人間として違和感を感じる。第3点に、閣議の決定でもって憲法の考え方を変更することは、国民の理解を得ることは困難な問題だと思いと指摘して、立憲主義という法のもとでの政治行政という日本の体制の中で、慎重に議論をしてもらいたいと語られました。

どうかこの本会議では、請願の趣旨と国会での審議の動きを十分考慮していただき、郡上市議会が国に対して正当な請願を行うためにこの請願を採択し、政府へ意見書を送付していただけるよう議員の皆さんの御理解をお願いします。

この請願をぜひとも採択していただくことをお願いして、総務委員会の不採択の決定に対して反対をする討論を終わります。

○議長（尾村忠雄君） 委員長報告に賛成の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 13番、武藤です。戦後70年、私たちの日本を取り巻く環境は大きく変化を
してまいりました。現在日本には、尖閣諸島、また竹島問題、それから北朝鮮による拉致被害、先
ほど野田議員は殺されていないと言いましたが、拉致被害の中で多くの日本人が殺されていると私
は思っております。また北方領土問題もあります。現在イスラム国の問題もあります。

世界各地でテロ行為が行われておりますが、私は特にその中で少年少女を使った自爆テロ、これ
には憤りさえ感じております。また、核の脅威といった問題も現実味を増しております。

先日、行われました沖縄の基地問題につきましても、私は沖縄の問題でなく日本全体の問題とし
て捉える必要性を感じております。世界の平和なくして日本の真の平和はない、これが私の信念で
あります。

その中、国際社会の中で日本の果たす役割は何であるのか、そういったことに取り組むための法
案審議を単なる否定をするのではなく、しっかり慎重に議論していただきたい、そう思いましてこ
の反対の意見書には反対する討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

請願第3号に対する委員長の報告は原案を不採択とするものであります。請願第3号を採択する
ことに賛成の諸君の起立を求めます。

（発言する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 原案を不採択とするものであります。請願第3号を採択することに賛成の諸
君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 起立少数と認めます。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたし
ました。

請願第4号 戦争法（平和安全法制整備法、国際平和支援法）案に反対の意見書を要請する請願書に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これは前の議案と全く同じですので、同じことを読み上げても申しわけありませんから理解していただけるというように思いますが、ただ先般の自民党の若手議員の会の中で話し合われたようなね、非常に言論の自由、そして民主主義を平気で破壊するようなそういったことが、内緒だったから、あるいは私的な会合だからとかいう言い方で行われております。

これは政権党の自民党若手議員、もちろん自民党の幹部の方はこれを遺憾であると。そして、部長を更迭すると、それなりの措置をとられましたけれども、明確なこの問題についての責任はとられておりません。

まして、首相はこの問題については何ら明確な態度を表明しておりません。このような形の中で、どんどんどんどん日本の戦争への傾きと言いますか、軍国主義化と言ったらいいでしょうか、そんな動きが進んでおることに対して、私たちはもっと敏感に感じ取っていかねばなりません。

これは、単なる今回の法案だけではなく教育の面でも、そしていろんな外国に対する対応の中でも問題は既に出ております。そういった点で、ぜひともこの請願について、委員会では不採択ということでしたけれども、そういうことを考慮しまして何とか採択していただきたいというふうに思いますので、議員の皆さんの御賛同を得たいと思います。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 委員長報告に賛成の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 先ほども申しましたが、世界の平和なくして日本の真の平和はない、これは私の信念であります。日本だけの平和を考えるのではなく、国際社会の中で日本の果たす役割は何かを考え、しっかり議論していくことは必要なことだと思っております。

また、この意見書の中にあります米国を支援するとありますが、私たちの日本も米国を単なる支援するだけでなく、アメリカに対して意見ができる国になるべく、その対等な日本になるためにも何が必要なのかといったことをしっかり議論していただく、そのためには単なる反対でなくしっかりと慎重審議、議論をして世界平和に貢献していく日本になってほしいと思いますので、この意見書には反対をさせていただきます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

請願第4号に対する委員長の報告は原案を不採択するものであります。請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾村忠雄君) 起立少数と認めます。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議発第4号について(採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程11、議発第4号 議員派遣について。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。

お諮りをいたします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎報告第5号について(報告)

○議長(尾村忠雄君) 日程12、報告第5号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定)を議題といたします。

報告を求めます。総務部長 三島哲也君。

○総務部長(三島哲也君) 報告第5号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成27年6月30日、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりください。

専決第3号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定について)。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成27年6月22日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解、平成27年1月21日午後1時55分ごろ、郡上市大和町万場1418番地付近において、公用車で相手宅を訪問し車庫に駐車する際、不注意により車庫の柱に接触し柱を損傷させた。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、8,640円でございます。

大変申しわけございませんでした。

○議長(尾村忠雄君) 報告が終わったので質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 質疑なしと認め、以上で報告第5号の報告を終わります。

◎議報告第7号について(報告)

○議長(尾村忠雄君) 日程13、議報告第7号 諸般の報告について(議員派遣の報告)。

議員派遣の報告等を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいたさき、報告にかえます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分といたします。

(午前10時56分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩中に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

○議長(尾村忠雄君) ここで日程を追加したいと思います。

議案第119号 工事請負契約の締結について(簡水高鷲北部浄水場築造第2期工事)、議案第120号 物品売買契約の締結について(救助工作車Ⅱ型整備事業)、議発第5号 安全保障法制整備にあたり、慎重審議を求める意見書について、議発第6号 米価下落対策を求める意見書について、議発第7号 TPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉に関する意見書についての5議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第119号について(提案説明・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程14、議案第119号 工事請負契約の締結について(簡水高鷲北部浄水場築造第2期工事)を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) 議案第119号 工事請負契約の締結について(簡水高鷲北部浄水場築造第2期工事)。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成27年6月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、簡水高鷲北部浄水場築造第2期工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、2億682万円。
- 4、契約の相手方、郡上市高鷲町大鷲919番地、株式会社揚山土木。代表取締役揚山正雄。
- 5、工事の場所、高鷲町西洞地内。
- 6、工事の概要、築造工事一式。

1枚おめくりいただきまして、資料1をお願いいたします。

工事概要書でございます。契約概要で、重複箇所は省略させていただきます。

仕様書番号、簡水第27の51号、2行飛びまして工期でございます。本契約締結の日より平成28年3月25日。

中段でございますが、築造工事の内容でございます。

名称、高鷲北部簡易水道浄水場。

位置につきましては、郡上市高鷲町西洞地内でございます。

処理能力でございます。1,210立米/日でございます。

施設といたしまして、緩速ろ過設備、ろ過設備工事でございます。それから、機械電気室といたしまして躯体工事、これは地下の部分でございます。地下の一室でございます。それから、その上に建ちます建築工事でございます。こちらにつきましては平屋建てでございます。それに附属します配管工事。それから、全体の電気設備工事一式でございます。それから場内配管工事でございます。

おめくりいただきまして、資料2をお願いいたします。

位置図でございます。場所はひるがのの西側で、スノーパークスキー場の少し北側となります。

次に、資料3をお願いいたします。

横にしてみましたしまして、右側上段のほうに全体の概要を、それからその下に本件の概要を表記させていただいております。

左のこの図でございますけれども、赤線で囲った場所でございます。躯体のほうは前年度でき上がっておりますので、その中のろ過設備を整備させていただくものでございます。

それから、下段の赤く塗らせていただいたとこでございますけれども、こちらが機械電気室でございます。今回建設させていただくものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、入札結果でございます。内容はごらんとおりでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第119号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第119号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第120号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程15、議案第120号 物品売買契約の締結について（救助工作車Ⅱ型整備事業）を議題といたします。

説明を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 議案第120号 物品売買契約の締結について（救助工作車Ⅱ型整備事業）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。平成27年6月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、救助工作車Ⅱ型の購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、1億692万円。
- 4、契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役臼井潔。
- 5、納入場所、郡上市八幡町小野4丁目4番地1。
- 6、物品の内容、救助工作車Ⅱ型1台。

1枚おめぐりいただきまして、救助工作車の整備事業の内容について御説明させていただきます。

この救助工作車ですけれども、現在あります救助工作車の更新によりまして新しく整備をするものであります。現在の救助工作車は来年の1月で20年目に入るわけですが、その工作車の更新整

備です。

救助工作車Ⅱ型というふうにありますけども、このⅡ型というのは総務省告示にあります緊急消防援助隊の施設の基準額の中に、この型式の区別がございます。その区別の中のⅡ型ということです。

一応、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型と3種類の工作車があるわけですけども、そのうちのⅡ型ということで、どういう区別かと言いますと、積載資器材の種類、それから装備ですね、クレーンとかウインチそういった装備の違いによって型式が分かれています。そのうちのⅡ型ということです。

納入場所については消防本部、配置場所は郡上中消防署のほうに配備します。

納入期限は平成28年3月15日。

物品の内容ですけれども、車両仕様の中で主なものを説明させていただきます。

最初のキャブオーバー型ダブルシート、5.5トン級増トン仕様車種ということです。この増トンというのは5.5トンよりもたくさん詰めるように、強化スプリング、強化サスペンション等を新たに追加して増トンをするというものです。乗車人員は5名、四輪駆動車です。

それから、艀装ですけども、主なものとしましてはウインチ、前と後ろに5トンのウインチを装備します。それからクレーン、屋根に2.9トンのクレーンを装備します。それから、自動上昇式発電照明等ということで、LEDの1,800ワット2灯の照明等を装備します。

1枚おめくりいただきまして、積載資器材ですけども、ずっと主な資器材が上げてあります。この資器材なんですけども、救助活動に関する基準、それから救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令等によりまして、積載資器材それから数ですね、決められています。Ⅱ型に積載するものはどういうものかというのは決められていますので、その決められた資器材の主なものを上げてあります。三連ばしごに始まりまして、ずっと記載のと通りの資器材を装備します。

積載資器材の種類ですけど、全体で見ますと100種類以上の資器材となります。それから、次のページに参考図を載せてあります。今説明しましたように、まず上から見た平面図ですけども、屋根にクレーン、それから照明等ですね。それから下の側面図ですけども、前後にウインチを装着するという事です。

続きまして、もう1枚おめくりいただいて入札結果ですけども、このごらんとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今説明あったんですけど、Ⅱ型というの、Ⅲ、Ⅳとあるということでした

んで、より重装備のものをⅢ、Ⅳなのか、後はだんだん軽微になるのか、ちょっとその辺よくわからなかったので説明してください。

それから20年ということで更新をされるんですが、この型は1台だけなのか、ほかにまだあるのか、郡上市としてというようなこと。

それからちょっとね、新しい機械になってくので、今見せていただいただけでよくわからんところが幾つかありますが、とりあえずこの仕様の中でPTOエンジン動力取り出し装置をやつがありますが、ちょっとこれを説明していただいたら今後の参考になるのではないかというように思いました。

もう1つ、次の資器材の中の山岳救助器具、これは山岳救助隊との関係があるのか知らんけれども、どういうものになっておるのかってことや、簡易画像探索機ですか、これも新しい機材ではないかというに思いますが、こういうものが入ってくるということなので説明していただきたいし、この20年前のやつとは大分中身が違うんじゃないかと思えますけども、ほかの新しいのもあればそれと比較等で、ここが新しくなってるというようなやつあったら知らせていただきたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 最初の御質問のⅡ型、Ⅲ型、Ⅳ型の区別ですけども、Ⅱ型からⅢ型、Ⅲ型からⅣ型に移るにつれまして、装備のほうは重装備と基本的にはなりません。

あと救助工作車ですね、救助工作車の種類の中に、一番下といますか、装備の軽い救助工作車ですね。その上が特別、失礼しました。工作車でなくて救助隊です。救助隊の種類のことをちょっと説明させていただきますけど、通常の救助隊、その上が特別救助隊、その上が高度救助隊、もう1つありまして特別高度救助隊というふうに、救助隊は4種類に分かれております。

今回、工作車の資器材、車両整備ということですけど、これは特別救助隊の工作車ということになります。特別救助隊の工作車に積載しなければならない資器材、装備等につきましては、先ほど説明しましたように、法令等によりまして積載資器材が決められております。

それから、2番目の質問ですけども、ほかに更新車両があるかという御質問ですけども、今年度はありません。救助工作車だけです。あと……

（「救助工作車はどこに配備されているか」と呼ぶ者あり）

○消防長（川島和美君） 工作車はですね、今中消防署に1台、北消防署に1台、合計2台の工作車があります。工作車としましては、今回は中消防署の工作車の更新の1台ということだけです。

それから、PTOというものはどういうものですかという御質問ですけど、括弧でエンジン動力取出装置というふうに書いてございますけども、このPTOというのは、車にエンジンがついてますのでそのエンジンからシャフトで持ってきて、エンジンに直接接続するシャフトですね、エンジンが回ることによってそのシャフトも回るんですけども、そのエンジンに直接取り付けたシャフト

から動力を取り出すというものです。

この取り出したもの、動力で何を動かすかということですけど、1つはクレーン、もう1つは前のウインチ、あとは照明器具ですね、を動かします。そういうものがPTOということです。直接エンジンから動力を取り出すというものです。

続きまして、山岳救助器具ですけども、山岳救助器具、それから簡易画像探索機も含めてそうなんですけども、これも先ほど言いましたように積載資器材、別表が1から2、3まであるわけですけど、この中で今説明をしました特別救助隊の工作車に整備をしなければならない資器材の中含まれているものです。

山岳救助器具ですけど、これどういうものかと言いますと、例えばザイル、ロープです。ロープとかカラビナとか、それから高いところから降下する際にロープを器具に巻きつけて、例えばおりるような場合があるんですけどそういった器具。

それから、隊員が高所からおりるときにロープを巻きつけるんですけど器具に。その器具を取りつけるためのハーネスといいますけど、腰あたりに体を固定するハーネスといいます、縛帯といいますかそういったものです。そういったものが山岳救助器具ということになります。

それから、簡易画像探索機ですけども、これは体温とか温度ですね、温度によって要はそのカメラみたいなものなんですけども、カメラみたいな形をしておりまして対象物の温度を測るといいますか、対象物が温かいのか、熱があるのかなのかといったようなことを見るカメラというか装置です。

例えばどういうときに使うかと言いますと、例えば火災現場の中である程度鎮火をしたとうときに、そのカメラ、装置ですね、装置で建物を見ます。見たときに、例えばまだ火が残っている部分は赤いように表示されたり、全て鎮火しておれば真っ黒になるとかそういった形で使いますし、あとは行方不明者捜索等においてある程度カメラから対象物までの距離は関係してきますけども、例えば林の中に人がいればその熱を感知してその部分が表示されるというなもので、そういった使い方をする。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） お伺いをいたしたいと思います。

これ車両重量が12トン未満とあります。私思いますのは、この12トン未満というのは非常に重たいというふうに考えます。通常的大型車、ダンプですね、これは10トン未満が大体、走っております。大体9,990幾つというような車両重量でございます。それにもし人が乗ったとすると、人の体

重加えると10トン超えることもございます。

郡上市の市道には、今橋のいろんな老朽化が進みまして通常14トン荷重、21トンとかございますけども、10トン未満という荷重制限をしております市道と橋梁ですね、がございます。

そうした場合には、やはり隊員等が市内の橋梁等をしっかりと把握しておらない場合、そこを、人もこれ5名追加された、多分12トン以上となる荷重を持って渡るといったことが、特に救急等の場合にはそういうことを把握しておらず渡ってしまうということもあるとは思うんですね。

そうした観点から、このⅡ型というものに関してはその装備を備える以上、どうしてもこの12トン級ですね、12トンに近いものしか製品がないのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 救助工作車のそのシャーシの、今回は5.5トン級の同等のシャーシということ。これよりも積載量が少ない、低いシャーシもございます。当然多い、もっと上のシャーシもございます。

今回、この5.5トン級にさせていただきました理由は、今回上げております積載資器材なんですけども、全て積載するという事は予定しておりません。ある程度、緊急に必要なものは当然、いつも使う使用頻度の高い物については当然積載をしますけども、ある程度使用頻度の少ないものは例えば車庫に置いておきまして、必要時に積載して出動するという形にしております。

一応仕様書の中では12トン未満ということにしておりますけど、実際どのぐらいになるかちょっとまだ確認はしておりませんが、10トン前後になるのではないかなというふうには今考えております。

確かに山川議員が言われるように、橋と10トン以下というような規制もあると思いますので、そういったところは当然消防署の職員たちが、うちの職員がしっかり把握をしてないかなと思いますし、通常緊急時の走行時でも橋の前で一旦停止して、橋の荷重制限を確認をして渡るとか、そういったことは当然必要になってくると思っております。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 17番 美谷添 生君。

○17番（美谷添 生君） 先ほど納入期限が3月15日、説明のときに車検についてこれ以前というようにちょっと記憶をしたんですが、更新される車両が車検後に納入ということになるとちょっとどうかなということを思いますが、そこら辺のことをちょっと確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 車両の期日ですけれども次回の。来年の平成28年の1月に20年目に入るわけですが、車検は平成29年の1月ということになります。次回の車検日は平成29年の1月ということになります。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ちょっと確かめさせてください。この入札の結果ですけれども、ウスイ消防は94%、その次の丸新消防は97.幾つと、あと富士からその下は100を超えております。こういう競争結果であったということだと思いますけれども、いつもこの消防自動車等の特殊な場合には、専門的といいますかそういう扱う業者が競争しておりまして、こんなに100を超えるというようなことは、あったかもしれません。僕全部調べてませんから。いつもの感じでは全体にもう少し低い額のところで競争されておったというように思いますので、この額について、入札についてちょっともし気づかれたこと等ありましたらお知らせください。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 今御質問で、ウスイ消防と丸新消防、2社が設計金額というか入札予定金額より下と。以降は超えているという御質問です。

それにつきましては、当然これ入札予定価格を公表してるわけではございませんので、こういった結果になったということではちょっとお答えできません。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第120号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第120号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第5号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程16、議発第5号 安全保障法制整備にあたり、慎重審議を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

議発第5号

安全保障法制整備にあたり、慎重審議を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成27年6月30日提出

提出者 郡上市議会議員 清水正照

賛成者 郡上市議会議員 武藤忠樹

賛成者 郡上市議会議員 野田龍雄

郡上市議会議長 尾村忠雄様

安全保障法制整備にあたり、慎重審議を求める意見書(案)

政府は国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守り、さらに抑止力を高めるための安全保障関連法案を今国会に提出し、会期を延長して審議が続行されているところである。

今回の法整備は、我が国の防衛、安全保障の根幹にかかわり、国民生活にも強く影響を及び重要な問題であることを鑑み、安全保障法制の審議においては性急な成立を図ることなく、十分な時間をかけた冷静な議論を望むものである。

特に、集团的自衛権の行使に対する国民の不安や疑念を払拭するために、国民への説明責任を果たすとともに、憲法の理念として尊重されてきた立憲主義、平和主義との関係については、国において慎重な審議をつくされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月30日

岐阜県郡上市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
防衛大臣

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） 11番です。ただいま上程されました議発第5号 安全保障法制整備にあたり、慎重審議を求める意見書（案）についての提案説明をいたします。

意見書（案）にも示されておりますように、政府は国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守り、さらに抑止力を高めるための安全保障関連法案を今国会に提出し、会期を延長し審議が行われているところであります。

我が国の防衛、安全保障の根幹にかかわり、国民生活に影響を及ぼす重要な問題である安全保障法制の整備に当たって、国において集団的自衛権の行使に対する国民の不安と疑念を払拭するため、性急な成立を図ることなく国防、安全保障、国際平和貢献などにかかわる政策論、憲法の理念として尊重されてきた立憲主義、平和主義との関係などについて十分時間をかけて議論を行うとともに、国民に対して説明責任を果たすよう、国に対して慎重審議を尽くすよう強く求めるものです。

委員会といたしまして、全会一致で提案をさせていただくものです。

また、委員各位の補足をお願いをいたしたいと思ひますし、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め、採決いたします。

議発第5号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議発第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第6号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程17、議発第6号 米価下落対策を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

議発第6号

米価下落対策を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成27年6月30日提出

提出者 郡上市議会議員 古川文雄

賛成者 郡上市議会議員 村瀬弥治郎

賛成者 郡上市議会議員 鷺見馨

郡上市議会議長 尾村忠雄様

米価下落対策を求める意見書(案)

平成26年産米価格は、JA概算金が最低水準になり、全国的に大幅に下落している。このような急激な米価の下落は、地域経済にも深刻な影響を与える事態となっており、特に地域営農の中心となるべき大規模経営体や集落営農組織などの担い手層への影響は甚大なものとなっている。

今回の米価暴落は、米の消費の減少傾向に歯どめがかからない中で、このまま何も手を打たなければ米価の価格回復は望みがなく、最も影響を受ける大規模農家を含め多くの農家で離農が進み、地域農業の維持や農村集落にも深刻な影響をもたらされることが懸念される。

特に、中山間地域に位置する郡上市は、農業労働力の減少と高齢化が進行し、さらに近年鳥獣に

よる農作物の被害が増加するなど、営農環境は極めて厳しい状況である。こうした中、国が進める集約経営強化型農業の郡上市での栽培品目は稲作が主体であり、米づくり経営の安定化及び体質強化のための新たな方策が強く求められている。

以上を踏まえ、政府に対し農業経営の基盤である米価の下落対策が長期的展望に立って図られるよう、下記の事項を地方自治法第99条の規定に基づき要望する。

記

- 1、収入減少影響緩和対策、ならし対策の制度改善を図ること
- 2、過剰米の流通改善対策の構築と価格の安定を図ること
- 3、平成30年度以降も稲作農家が持続的かつ安定的な経営ができるよう、新たな支援策の創設を図ること
- 4、米の需要改善のため、主食用米の積極的な消費拡大や米粉用米、飼料用米などの非主食用米の利用拡大を図ること

平成27年6月30日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 議発第6号 米価下落対策を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年産米の米価は、1俵1万1,200円程度であり、市内の米農家の経営試算をしてみますと、反収8俵の収穫で全面委託をした場合、10アール当たり約1万2,400円の赤字の状況にあります。郡上地域農業再生協議会の農家の皆様方の御意見は、米価が下落して経営が大変厳しく、出納作付

の限界が来てしまう状況にあると懸念されております。

平成26年度の郡上市の水稲作付面積は、市の全水田の約60%の1,180ヘクタールであります。水稲作付の依存度が極めて高い状況にあります。今後の経営に不安を抱いておられ、特に大規模経営、集落営農組織等は農協に出荷依存しており、影響が大きい状況にあります。

生産調整に伴い、経営所得安定対策、米の交付金も平成30年からは終了となります。今後も、長期的な視点での米に対する経営安定対策が必要であります。中山間地域に位置する郡上市は、農業労働力の減少と高齢化の進行と獣害の被害が増加しており、厳しい営農環境にあります。米づくり経営の安定化及び体質強化のために、新たな方策が強く求められております。

以上を踏まえ、政府に対し米価下落対策を求める意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第6号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第7号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程18、議発第7号 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に関する意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

議発第7号

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に関する意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成27年6月30日提出

提出者 郡上市議会議員 山 川 直 保

賛成者 郡上市議会議員 美谷添 生

賛成者 郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

郡上市議会議長 尾村忠雄様

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に関する意見書（案）

郡上市議会では、環太平洋経済連携協定TPP交渉参加への慎重な対応を求める意見書（平成23年3月25日付）を提出したところである。

国ではTPPへの交渉参加を決定し、その交渉は昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、交渉参加国間の合意形成が進まず、引き続き協議を続けていくこととなった。

政府は、農林水産委員会における決議（平成25年4月18日参議院農林水産委員会、同月19日衆議院農林水産委員会）を遵守するとの交渉姿勢を堅持しているものの、今後とも極めて厳しい交渉が続くものと予想される。

一方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉の内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは農林水産業のみならず、食の安全、医療、保健、ISD条項など国民生活に直結する問題であることから、幅広い国民的議論を背景に慎重に交渉を進めていく必要があると考える。

以上を踏まえ、政府に対しTPP交渉において下記の事項を、地方自治法第99条の規定に基づき要望する。

記

- 1、TPP交渉においては、農林水産委員会における決議（平成25年4月18日参議院農林水産委員会、同月19日衆議院農林水産委員会）を最大限尊重し、国益を損なわないよう慎重に交渉を行うこと。

平成27年6月30日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） それでは、議発第7号のTPP（環太平洋パートナーシップ協定）の交渉に関する意見書についての提案理由を申し上げたいと思います。

今局長から朗読ありました意見書の案のとおりでございますけれども、このTPPの参加交渉につきましても、我が市議会といたしましては慎重な対応が必要であるということで、平成23年3月25日付でも出しております。

また、昨日もそうでしたけれども、米国議会におきましては大統領の貿易区促進権限ですね、ファストトラック法案これが可決されたところでございまして、昨日米大統領はそのTPP法案に署名をされたということで、この交渉が長期にわたって続けられてきましたけれども、これはさらに加速していくということを思っております。

その点、国の国益、そして我が市の利益というものを考えたところ、やはりこの産業構造からしても、大変に影響があるということは避けられないと思っております。

以下の理由から、農林水産委員会における、衆参の委員会における決議、これを最大限尊重されまして、国益そして本市の産業に影響を与えることのないよう、この意見書を提出させていただきました。

各議員にも御理解いただきまして、御賛同いただきますようお願いいたします趣旨説明といたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議発第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議発第7号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め、採決いたします。

議発第7号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議発第7号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長(尾村忠雄君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 平成27年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、6月11日に開会以来本日まで、終始御熱心に、そして慎重に御審議をいただきました。提出いたしました議案につきましては、適切な御議決をいただきました。ありがとうございます。

審議の過程でいただきました御指摘や御提案につきましては、今後の市政運営の中でこれを十分踏まえてまいりたいと存じます。

さて、これからはいよいよ本格的な夏になり、郡上おどり、白鳥おどりを初めとして多彩な行事が展開され、議員の皆様方も多忙なシーズンをお迎えになることと存じます。

また、この夏につきましては、自然災害についてもその備え怠ることができないというふうに思っておりますし、またことしの夏は国政の進行いかんによりましては、緊迫をした空気に覆われる夏となることも考えられます。

どうぞ議員の皆様方には、健康に十分御留意をいただきまして、御活躍いただきますよう祈念を申し上げまして御挨拶といたします。

ありがとうございます。

○議長(尾村忠雄君) ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 平成27年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、去る6月11日から本日まで20日間にわたり、条例改正、補正予算など市政の諸案件につきまして、議員各位には極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の協力を深く感謝申し上げます。

また、市長初め執行者の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員並びに執行者各位におかれましては、健康に御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第2回郡上市議会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午前11時56分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 渡 辺 友 三

